平成２１年（フ）第３５４号
青森県平川市大光寺一村井７番地２
債務者　小山内千恵子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３５５号
青森県弘前市大字八幡字古喜田７番地２
債務者　工藤　徳仁
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３５６号
青森県平川市館田前田303番地３
債務者　古川　早苗
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３６０号
青森県黒石市ちとせ１丁目14番地
債務者　高橋　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２０１号
宮城県石巻市北村字大番所34番地４
債務者　佐藤彩弥佳
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
埼玉県春日部市米島358番地117、旧住所埼玉県越谷市大字袋山145番地
債務者　勝山志津子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６２５号
埼玉県草加市谷塚町941番地３　木川ハイツ103号
債務者　岸　　勝樹
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６２８号
埼玉県八潮市大字浮塚626番地８　メゾンパーク南八潮806号室
債務者　小松　昌勝
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６２９号
埼玉県三郷市新和５丁目157番地５―105号
債務者　野崎沙耶花
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
新潟県長岡市金町１丁目５番14号
債務者　石黒　昭司
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第４３４号
岡山県倉敷市四十瀬３番地34
債務者　桑名惠利子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
岡山県倉敷市田ノ上1118番地
債務者　小山　節子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３０２７号
札幌市東区北23条東20丁目１番16号　ラフォーレ45―103号
債務者　伊藤　夏子（旧姓坪井）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４２５号
北海道江別市あけぼの町２番地　Ｊ９―47
債務者　畑中　真樹（旧姓甲斐野）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４９８号
札幌市中央区宮の森２条16丁目１番20―116号
債務者　木村　久子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５８０号
札幌市北区北29条西11丁目４番１―601号
債務者　木村和夫こと　河　　和夫
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５９７号
札幌市豊平区月寒東２条11丁目12番７号　奥野ハイツＡ
債務者　佐々木貞尋
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６１５号
札幌市東区北32条東10丁目１番32号　大西アパート４号
債務者　桑島　圭子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部